

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は、極めて重要です。

現在、障がいのある子ども、日本語指導が必要な子ども、不登校の子ども、経済的な援助を受けている家庭の子どもなど特別な配慮を必要とする子どもたちが増加しています。こうした複雑化・困難化してきている状況の中で、教員は全ての子どもたちの自立と社会参加をめざすために、多様な子どもたち一人ひとりに対するきめ細かな対応が必要となっています。教職員配置については、過去に7次にわたる計画的な教職員定数改善が進められてきました。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようするために、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

1 計画的な教職員定数改善を推進すること。

2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成29年 9月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
文部科学大臣 林 芳正 様
総務大臣 野田 聖子 様
財務大臣 麻生 太郎 様

福岡県太宰府市議会議長 橋 本 健